

要登録

泉区人財バンク

1 目的

「泉区人財バンク」は、泉区内を主として活動する優れた知識、経験、技能等を有する人材の情報を集め、地域活動団体等に情報提供を行うことで、区民の活動支援と、地域活動の充実を図ることを目的としています。なお、泉区における人材については、区の財産であるという考え方に基づき、「人財」と呼びます。

2 登録の種類

登録の要件を満たせば、以下のいずれか一方、または両方に登録することができます。

(1) 講師・パフォーマー登録

自分の知識、経験、特技を「誰かに伝えたい！地域に役立てたい！」と考えている団体又は個人が登録できます。登録された方は、公共施設、自治会町内会、地域活動団体等からの指導、披露、講演等の依頼に対して、いずみ区民活動支援センターによるコーディネートを受けることができます。

(2) サークル登録

主に泉区で活動し、仲間を募集している趣味のサークル、ボランティア団体、その他の団体が登録できます。登録された団体は、参加希望者からのお問合せに対して、いずみ区民活動支援センターによるコーディネートを受けることができます。

3 登録のメリット

(1) コーディネート

公共施設、自治会町内会、地域活動団体等からの依頼や、参加希望者からのお問合せがあった場合、いずみ区民活動支援センターがコーディネートを行います。
詳しくは「12 コーディネートの流れ」をご覧ください。

(2) 情報発信

活動内容等をいずみ区民活動支援センターのホームページや広報誌等で紹介します。
また、泉区人財バンク登録団体は、横浜地域活動・ボランティア情報サイト「よこむすび」において、団体自らが団体情報やイベント情報を掲載することができます。※個人で登録されている方は「よこむすび」への掲載はできません。

(3) イベント参加

「活動PR展」など、いずみ区民活動支援センターが開催するイベントに参加できます。

(4) その他

いずみ区民活動支援センター内のミーティングルーム、レターケース、チラシ掲示スペースを利用できます。

4 登録の要件

登録できる団体又は個人は、以下の要件をすべて満たす必要があります。ただし、区長が適当ではないと判断した場合は登録できません。

- (1) 泉区人財バンクの目的を理解し、登録の目的が明確であること。
- (2) 主に泉区内での活動が期待されること。
- (3) 登録申込で申請した内容に偽りがないこと。
- (4) 泉区人財バンクに対し、ボランティア精神をもって活動すること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行っていないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当せず、又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 新規登録

(1) 事前相談

いずみ区民活動支援センター窓口で、登録目的や活動内容、登録の要件が満たされているか確認を行います。※事前相談の際には、活動の様子が分かる写真またはチラシ等をご持参ください。

(2) 登録の申請

事前相談が終わったら、横浜市電子申請・届出システム(手続き名:泉区人財バンク登録)の申請フォームから申請してください。申請方法については、「(資料2)泉区人財バンク登録の申請方法」をご覧ください。

(3) 審査及び登録手続き完了のご連絡

申請内容をいずみ区民活動支援センターで審査し、登録手続きが完了したらご連絡します。

6 有効期限

登録の有効期限は登録基準日から2年間です。登録基準日は隔年の4月1日とし、基準日以降に登録した場合は、その有効期限は翌基準日の前日までとなります。

7 登録の更新

有効期限が近づいたら、いずみ区民活動支援センターから更新のご案内をします。更新を希望する場合は、更新のご案内に従って、「5 新規登録」と同じ申請フォームから申請してください。

8 登録情報の変更、登録の取消し

登録情報の変更や登録の取消しを希望する場合は、速やかに、「5 新規登録」と同じ申請フォームから申請してください。

9 登録の抹消

登録者が次のいずれかに該当した場合、登録を抹消します。

- (1) 登録内容に偽りのあった場合
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を行った場合
- (3) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行った場合
- (4) 継続の意思が確認できなかった場合
- (5) その他区長が適当ではないと判断した場合

10 報酬について

講師・パフォーマー登録者は、原則無償で依頼に応じていただきます。ただし、交通費・材料費・教材費等の実費が発生する場合や、継続的な活動依頼の場合は、登録者と利用者の双方で協議のうえ、費用を決定してください。また、いずみ区民活動支援センターは、その協議内容に関して、一切の責任は負わないものとします。

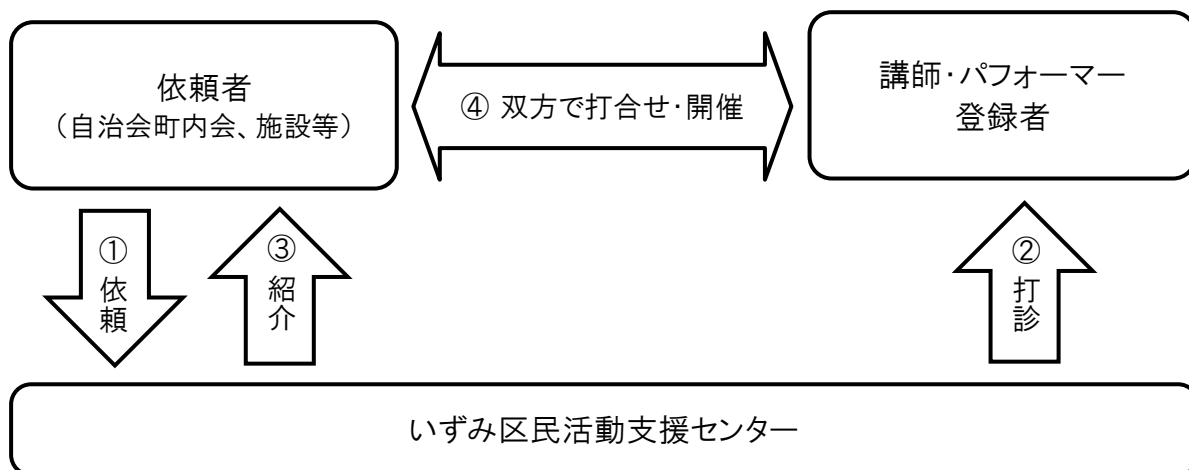
11 注意事項

泉区人財バンクに登録した活動以外に自宅教室や個人指導等を行っている場合は、それらの活動が人財バンクとは違う活動であることを明記し、誤解が生じないようご協力をお願いします。

12 コーディネートの流れ

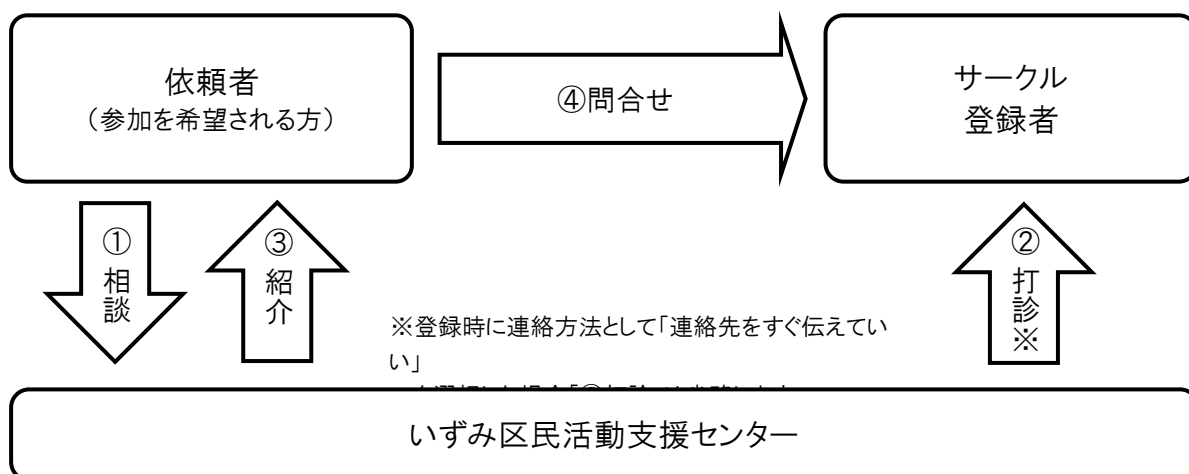
(1) 講師・パフォーマー

依頼者から相談を受けた後、いずみ区民活動支援センターで依頼内容を確認します。その後、センター職員が人財バンク登録者に依頼内容をお伝えし、お引き受けいただけるのであれば、依頼者に登録者(連絡担当者)の連絡先を伝えます。その後は、双方で相談を進めてください。



(2) サークル

依頼者から相談を受けた後、登録内容に応じて依頼者に登録者(連絡担当者)の連絡先を伝えます。その後は、依頼者から直接お問合せがあります。



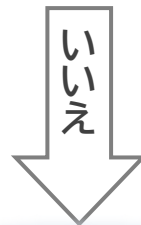
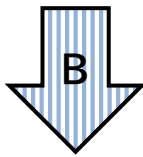
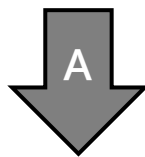
(資料1)

泉区人財バンク登録 早わかりチェック表

- ・ボランティア精神をもって活動できる。
- ・政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動ではない。

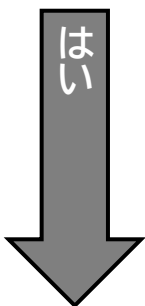


- ・講師やパフォーマーとして登録したい。……Aへ
- ・サークルの仲間を募集したい。………Bへ



泉区人財バンクには
ご登録いただけません。

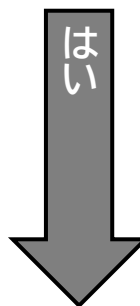
ボランティアとして指導・披露・講演
の経験がある。



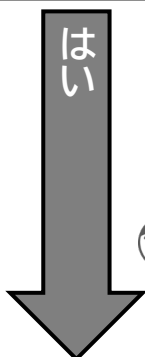
泉区人財バンクには
ご登録いただけません。



サークルとして安定した活動実績がある。



区民利用施設など公の場で指導・
披露・講演の経験がある。



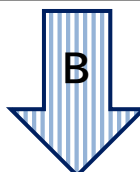
ご相談ください。

A

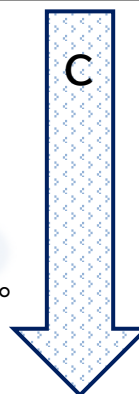


泉区人財バンクには
ご登録いただけません。

B



C



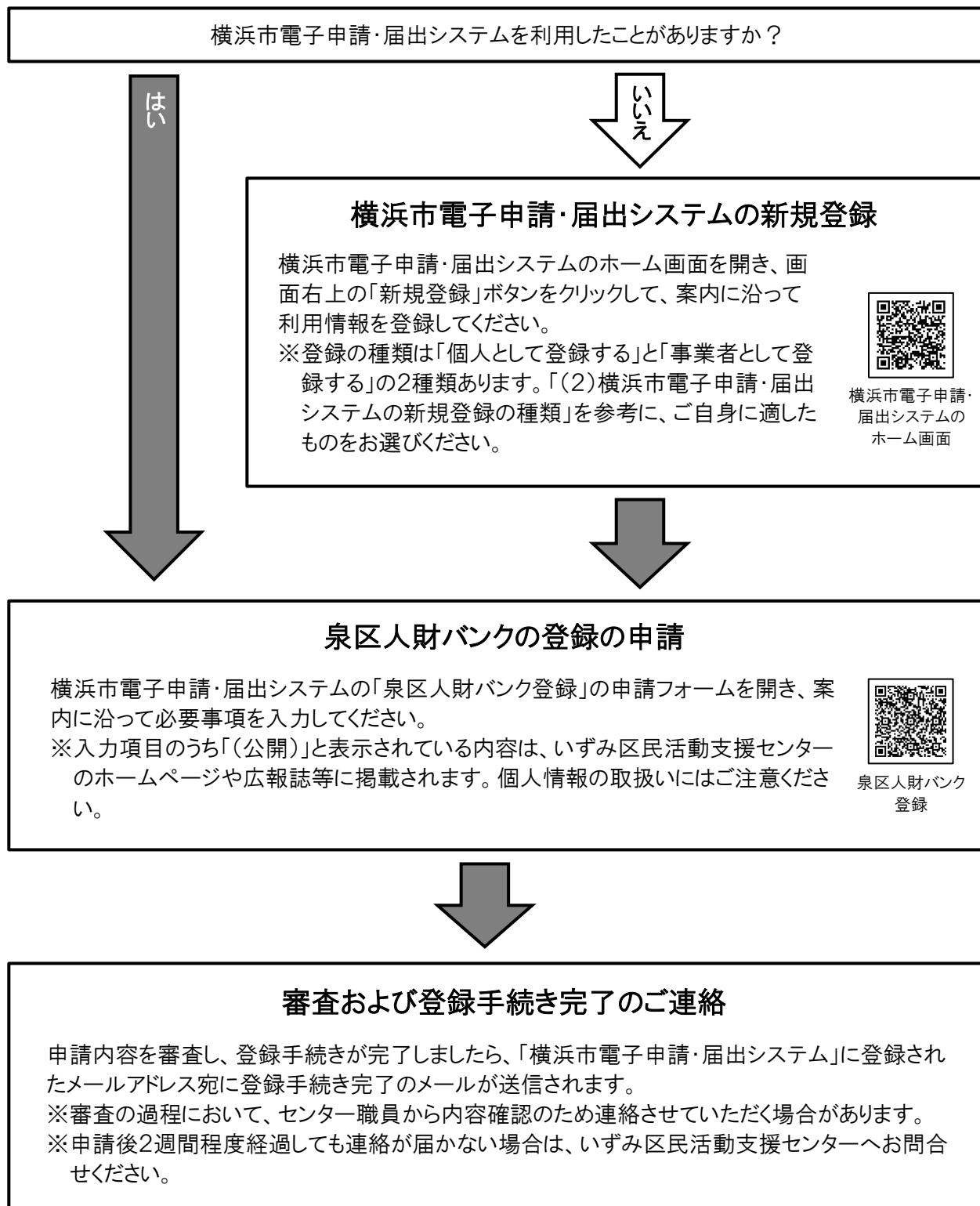
登録のご相談を承ります。
いずみ区民活動支援センターに
ご連絡ください。
※登録には審査があります。



ご相談ください。

泉区人財バンク登録の申請方法

(1) 申請の流れ



(2) 横浜市電子申請・届出システムの新規登録の種類

個人として登録する	個人のメールアドレスのみをお持ちの場合は、そのメールアドレスを用いて個人として登録することができます。 なお、個人として登録した場合は、利用者登録のアカウントおよびパスワードは他の方と共有しないようご注意ください。
事業者として登録する	団体のメールアドレスをお持ちの場合は、そのメールアドレスを用いて事業者として登録することができます。事業者として登録した場合、代表者や連絡担当者の変更となっても、過去の申請データが残っていれば、それらの情報を引き継ぐことができます。 なお、下記の理由により、個人のメールアドレスを用いて事業者として登録することは推奨しておりません。 ・事業者として登録した場合、戸籍・税・保険や福祉・介護など個人向けの手続きはご利用いただけなくなります。 ・事業者として登録したメールアドレスは、後から個人として登録することはできません。

(3) 泉区人財バンク申請サポートについて

パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方には、電子申請・届出システムの操作をセンター職員がサポートします。泉区人財バンク申請サポートをご希望の方は、ご予約のうえ、当センター窓口（泉区役所1階104窓口）へお越しください。なお、事前に予約がない場合は、窓口にお越しいただいても対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

<問合せ先>

いずみ区民活動支援センター

電 話 045-800-2393

メール iz-kuminkatsudou@city.yokohama.lg.jp